

7宗報審第 / 号
令和7年11月5日

宗像市長 伊豆 美沙子 様

宗像市特別職報酬等審議会会長 北原 一臣



答申書の交付について

令和7年9月22日付 7宗人事第292号であった下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

貴職におかれましては、この答申の趣旨を十分ご理解のうえ、所要の措置をとられるよう要望します。

記

諮問事項

市長、副市長及び教育長の給与の額について
市議会議員の議員報酬の額について

答 申 書

令和 7 年度

宗像市特別職報酬等審議会

本審議会は、令和7年9月22日に市長から諮詢を受け、宗像市における特別職の報酬等の改定経緯、県内類似都市における報酬等の比較、宗像市民所得の推移、消費者物価指数等の社会情勢及び宗像市の財政状況を参考にし、特別職の報酬等の額について、慎重かつ公正な審議を行った。

審議の過程においては、平成17年に実施した市長等3役の給料減額対応や県内類似都市16市との比較において最低水準であること等から、市長等3役の給料の水準を引き上げるべきだという意見があった。

本審議会として、このような意見を参考にし、「市長等3役の給料の額を平成17年の給料減額前の額に復元すること並びに市長等3役及び市議会議員の期末手当は、従来どおり、指定職俸給表の適用職員と同一の支給割合を適用し、令和7年人事院勧告に伴い、引き上げること」が適当であるとの結論に達したので、ここに答申する。

なお、答申にあたり、本審議会として「報酬等の審議にあたっての主な意見」を意見として付するので、これ

を十分に斟酌していただき、今後の行政運営等にあたっては、
いたたくことを強く要望する。

【報酬等の審議にあたっての主な意見】

- ①社会情勢を踏まえると、今後も物価は上がり続けることが予想され、特別職の報酬額を据え置きすることは、実質の減給となっていることと同じである。
- ②市長等3役の給料の額については、県内類似都市と比較し、最低水準であることから一定の均衡を保つべきである。今後、社会情勢などを十分に考慮したうえで、引き続き適正な報酬額について検討すべきである。
- ③コロナ禍の正常化に伴い、福岡県の県民所得は回復傾向であるが、宗像市の市民所得は横ばいで推移していることから、今後も市民所得の動向を注視する必要がある。

言己

1. 市長、副市長及び教育長の給与の額について

(単位: 円)

役職名	給料の額(月額)	期末手当(年間)
市長	943,000	3.5月
副市長	757,000	3.5月
教育長	672,000	3.5月

2. 市議会議員の議員報酬の額について

役職名	報酬の額(月額)	期末手当(年間)
議長	533,000	3.5月
副議長	474,000	3.5月
議員	441,000	3.5月

別 紙

審 議 経 過

開催回数	開催日	審 議 内 容
第1回	令和7年 9.22	辞令交付、諮詢、資料の説明及び質疑・意見、 期末手当の支給割合改定についての審議
第2回	令和7年 10.24	資料の説明及び質疑・意見、 市長等3役の給料改定についての審議
第3回	令和7年 10.30	答申案の審議

宗像市特別職報酬等審議会委員名簿

(五十音順)

北 原 一 臣	会 長
合 島 明 美	
三 藤 章 子	
野 中 潔	
吉 田 好 輝	